一般社団法人 九州の食

会員規則

(総則)

第一条

この規則は、一般社団法人九州の食定款第二章に基づき。当法人事業の円滑な遂行を目的として会員が納めるべき会費について規定するものである。

(入会手続き)

第二条

当法人に入会しようとするものは、当法人所定の入会申込書を提出して申請を行う。

- 2、当法人に入会するには会員ごとに承認が必要である。
- (1)正会員 社員総会の決議
- (2) 法人会員 会長の承認
- (3) 個人会員 会長の承認
- (4) 名誉会員 社員総会の決議

(会員の権利及び義務)

第三条

会員は当法人の事業の目的の遂行を援助するとともに。当法人のイベント等において便宜 を受けるものとする。

(入会金)

第四条

当法人の入会金の額は、以下の通りとする。

- (1) 正会員 0円
- (2) 法人会員 0円
- (3) 個人会員 0円
- (4) 名誉会員 0円

(年会費)

第五条

当法人の年会費の額は、以下の通りとする。

- (1) 正会員 10,000円
- (2) 法人会員 10,000円(1口あたり)
- (3) 個人会員 10,000円

(4) 名誉会員

0円

2、年会費は、当法人の事業年度に対応して支払うものとする。

(納入方法)

第六条

入会金及び年会費の納入は、当法人の指定金融機関に振り込むものとする。

2、入会金及び年会費は、入会承認後、当法人の請求に基づき、納付期限までに速やかに納める。

(退会)

第七条

会員で退会しようとするものは、退会届を提出しなければならない。

(会費の返還)

第八条

納入された入会金・年会費は、変換しないものとし、年度の途中で退会した場合も同様とする。

(改廃)

第九条

この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

2、事項の改廃を行ったときは、改廃後直ぐの定時総会において報告しなければならない。

附則

この規則は、平成26年9月1日から施行する。